

証券コード：7792

株式会社コラントツテ

第24期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年12月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

当日のご来場はお控えいただき、郵送による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。



目次

第24期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
計算書類	21
監査報告	23
株主総会参考書類	28

 **Colan Totte**[®]

証券コード 7792

2021年12月8日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目10番26号
株 式 会 社 コ ラ ン ト ッ テ
代表取締役社長 小 松 克 巳

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましてはご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム（末尾ご案内図ご参照）
3. 目的事項
報告事項 第24期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://colantotte.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://colantotte.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・会場ではマスクのご着用や会場に用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、座席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけさせていただき、ご入場を差し控えていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本総会においては、感染拡大予防の観点から議事の時間を短縮し、議場での詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会ご出席へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://colantotte.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言解除後、段階的な経済活動の再開とともに景気回復の兆しも見られましたが、新規感染者数の増加により緊急事態宣言が再発出される等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の営んでいる事業につきましても、外出自粛による消費活動の鈍化、入国制限によるインバウンド購買の消滅、さらに当社の強みであるスポーツ市場における活動制限など厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の中、「本気の笑顔の実現」という経営理念のもと、社会的課題である「生活の質」=QOL (Quality Of Life、以下「QOL」という。)の向上に貢献するための事業を展開し、社会的価値と同時に企業価値の向上に取り組んでおります。

当事業年度につきましては、新製品の積極的な市場投入と当社の強みであるギフト需要(クリスマス、母の日、父の日)への施策がヒットしたこと、さらにテレビCMや当社契約選手の東京オリンピック・パラリンピックでの活躍等により、ブランド認知度が大きく向上したことが売上の増加に大きく貢献いたしました。また、SNSを活用したマーケティング活動を強化したことで20代以下の若年層への認知度を向上することができました。

このような全社での経営強化策の下、ホールセール部門につきましては、国内卸販売は引き続き重要取引先に対して様々な施策を行うキー・アカウント・マネジメント(重要取引先管理)による販売強化に努めました。その結果、スポーツ量販業態及びインターネットやテレビ、ラジオ等の通販業態との取引が好調に推移いたしました。海外卸販売は、主要取引先国の政情不安やコロナ禍の影響による市場の冷え込みが依然続いており厳しい結果となりました。以上の結果、売上高は2,856,208千円(前期比22.4%増)となりました。

リテール部門につきましては、緊急事態宣言により一部の店舗が休業または時短営業となるなど厳しい状況でありましたが、テレビCMの効果もあり6月以降客数の回復が見られ、さらに東京オリンピック・パラリンピックでの契約選手の活躍効果により認知度が向上したことで大きく客数が増加し、売上高は305,546千円(前期比21.7%増)となりました。

イーコマース部門につきましては、国内ECは新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛状況によって生まれた「巣ごもり消費」現象がニューノーマルとして定着してきたことに加え、Yahoo!ショッピング、楽天市場へ自社店舗の出店と積極的な認知向上から「刈り取

り」のマーケティング施策を行いました。テレビCMや東京オリンピック・パラリンピックとの相乗効果もあり、大幅に訪問客数とCV率（コンバージョン率の略で、購入客数を訪問客数で割った数値）が伸びたことで、好調に推移いたしました。一方、越境ECにつきましては、2021年1月に出店しました中国の「Tmall」が好調に推移しており、その結果、売上高は590,754千円（前期比95.4%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による影響があったものの、3,752,508千円（前期比30.0%増）となりました。利益面につきましては、以前より強化してきたイーコマース部門が好調に推移し、原価率の改善に大きく貢献したこと及び業務の効率化に取り組んだ結果、営業利益は646,382千円（前期比28.1%増）、経常利益は629,319千円（前期比28.3%増）、当期純利益は420,505千円（前期比29.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は36,888千円であり、その主な内容は製品の金型代、店舗改装費用及びIT設備への投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年7月8日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、これに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額933,570千円の資金調達を行いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 21 期 (2018年9月期)	第 22 期 (2019年9月期)	第 23 期 (2020年9月期)	第 24 期 (当事業年度) (2021年9月期)
売上高	2,397,598	2,942,170	2,886,212	3,752,508
経常利益	207,772	431,308	490,610	629,319
当期純利益	174,552	271,329	324,810	420,505
1株当たり当期純利益	21円82銭	33円92銭	40円60銭	51円34銭
総資産	2,111,459	2,222,034	2,323,447	3,618,408
純資産	289,893	561,222	886,033	2,240,108
1株当たり純資産額	36円24銭	70円15銭	110円75銭	251円06銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2018年9月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。第21期(2018年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、超高齢化の進展や健康増進とともに関心が高まっているQOLの向上という社会的な課題の解決に資する活動を当社の事業領域として事業を展開しております。このQOLは、生活者の満足感・幸福感・安心感や生活の快適性・豊かさ等を表しているものとして捉え、その中で当社としては「健康に関する領域」と「生活不安に関する領域」に焦点を当てた事業展開によ

り、社会的課題の解決への貢献を図り、社会的価値及び企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① 認知度の向上と顧客数の拡大

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社製品の認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的なブランディング活動等により当社の認知度を向上させ既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより、当社製品の認知度の向上と顧客数の拡大に努めてまいります。

② リピート顧客の獲得

当社は、安定した収益基盤を構築するために、当社製品についてリピート顧客（生涯顧客）を獲得していくことが課題と認識しております。そのために、当社は、製品ラインナップにおけるリピート商材の拡充及び会員制等の継続率の高いビジネスモデルの開発を行ってまいります。

③ 新製品及び新規事業への取り組み

今後の継続的な企業成長を実現するためには、新製品及び新規事業への取り組みが必要不可欠であると認識しております。当社は、QOLの向上に資する活動を事業領域として定め、当社経営資源の集中と有効活用を図ることで、新規ブランド及び新製品の開発並びに新規事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

④ 模倣品対策と知的財産権確保

当社は、重要な資産であるブランド価値を守るために徹底した模倣品対策が重要であると考えております。現在、当社が行っている取り組みとしては、正規品の証として模倣が限りなく困難であるオリジナルの特殊ホログラムシールを「Colantotteシリーズ」のパッケージに貼付することに加え、同じく貼付されているユニークコード（同じ数字が重ならない唯一無二の番号）を当社ホームページの正規品判定サイトに入力することで、正規品か否かを瞬時に判別できる「真贋判定・トレーサビリティシステム」を構築しており、今後もこれらの取り組みを継続することで模倣品対策に努めてまいります。

また、ブランド価値を守るためには、知的財産権の確保も重要であると考えております。国内のみならず海外も含めて数多くの知的財産の権利化を実現する一方で、他社の知的財産権に対しては、新製品の開発過程で抵触の有無を調査することを徹底し、今後も継続して取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的な成長のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、当社の製品及びサービスの充実や拡大を行うため、営業、開発及びマーケティングを担当する人員の採用を適時に行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施することで、優秀な人材の育成に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めるために、内部管理体制のさらなる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて、業務の効率化と法令遵守の徹底を図ることで、さらなる内部管理体制の強化に努めるとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実にも努めてまいります。

(7) **主要な事業内容** (2021年9月30日現在)

当社は、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を主な事業としております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2021年9月30日現在)

本	社	大阪市中央区
---	---	--------

(9) **従業員の状況** (2021年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名(28名)	6名増(4名増)	43.2歳	5.7年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。)は最近1年間の平均人員を計算し、()内に外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況** (2021年9月30日現在)

(単位:千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	112,500
株式会社日本政策金融公庫	63,570

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年7月8日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。これに伴う増資により、資本金は476,785千円となりました。

2. 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,922,500株
- (3) 株主数 3,949名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 アーク・クエスト	3,200,000	35.86
小松 克己	2,000,000	22.41
和田 百子	800,000	8.96
小松 由美子	450,000	5.04
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	281,300	3.15
上田八木短資株式会社	199,500	2.23
楽天証券株式会社	94,300	1.05
松井証券株式会社	48,900	0.54
日本証券金融株式会社	39,000	0.43
JPMBL RE DEUTSCHE BANK AG - LONDON COLL EQUITY	38,900	0.43

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
 2. 株式会社アーク・クエストは当社代表取締役社長である小松克己氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は、7,960,000株増加しております。
- ② 2021年7月7日を払込期日とする公募増資及び2021年8月6日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は922,500株増加しております。

③ 発行可能株式総数

2021年2月19日開催の臨時株主総会決議により、2021年2月19日付で株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は31,840,000株増加し、32,000,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権
発行決議日		2018年9月20日
新株予約権の数		480個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 96,000株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		55円
権利行使期間		2020年10月1日から 2028年8月31日まで
行使の条件		(注) 3.
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 56,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 2021年2月19日開催の取締役会決議により、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。
3. 行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有

していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間及び株式公開から1年が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 松 克 巳	
取 締 役	小 松 由美子	営業・マーケティング統括本部長
取 締 役	森 田 仁	管理統括本部長
取 締 役	六 藤 広 平	開発・製造統括本部長
取 締 役	上 田 宗 則	北浜経営コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社ファーストステージ 社外取締役 株式会社関西木材市場 社外監査役 株式会社イタミアート 社外監査役
取 締 役	清 水 俊 順	弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事 大阪簡易裁判所 民事調停委員
常 勤 監 査 役	永 井 謙 一	
監 査 役	磯 川 祐 二	株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役
監 査 役	藤 岡 亜 紀	AIRS司法書士事務所 代表

- (注) 1. 取締役上田宗則氏及び清水俊順氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役永井謙一氏、磯川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役磯川祐二氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2021年2月19日開催の臨時株主総会において、六藤広平氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 5. 当社は、取締役上田宗則氏、取締役清水俊順氏、監査役永井謙一氏、監査役磯川祐二氏及び監査役藤岡亜紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

(3) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) **当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**

① **取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

各取締役の報酬額については、固定及び会社業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬としての固定報酬及び業績連動報酬で構成する。ただし、管理部門担当取締役、社外取締役については適切なコーポレート・ガバナンス維持の観点から、業績連動報酬は付与しないものとする。

イ. 決定方針の内容の概要

- a. 基本報酬は、職位に応じてあらかじめ定められた金額と勤続年数（社長を除く）に加え、役員ごとの個別評価を行った金額とする。
- b. 業績連動報酬は前事業年度の業績を基に、最終利益（前事業年度の当期純利益）をベースに、職位毎に定められた割合を乗じて算定する。
- c. 新たに選任された取締役は、選任初年度においては、原則として業績連動報酬は加算

されないこととする。

また、当社は、固定報酬及び業績連動報酬について支給割合の決定に関する方針は定めておりません。業績連動報酬の付与方針は、当期純利益の予算の達成度合いに応じて決定しており、業績連動報酬は、前事業年度の当期純利益に職位毎に定めた割合を乗じて算出しております。当期純利益を指標として選択した理由は、当社の業績や取締役の貢献度はかるうえで相応しい指標と判断したためであります。

なお、最近事業年度の業績連動報酬は、2020年9月期の当期純利益の予算の達成度合いに応じて算出しており、目標が前期比107.7%であったのに対して、実績は同119.7%であったことを受けて、3,620千円と決定しております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしましたため、これらが当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年12月26日であり、取締役の報酬等の額は年額200,000千円以内（決議時の取締役の員数は5名）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年9月27日であり、監査役の報酬等の額は年額20,000千円以内（決議時の監査役の員数は3名）と決議されております。また、2018年9月20日開催の臨時株主総会でストック・オプション報酬額として取締役は年額3,300千円以内（決議時の取締役の員数は4名）、監査役は年額1,100千円以内（決議時の監査役の員数は2名）と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小松克巳氏に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び管理部門担当取締役、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	100,905 (8,400)	97,440 (8,400)	3,465 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,362 (10,362)	10,362 (10,362)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	111,267 (18,762)	107,802 (18,762)	3,465 (-)	9 (5)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役上田宗則氏、社外取締役清水俊順氏、社外監査役礪川祐二氏及び社外監査役藤岡亜紀氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・出席状況

	取締役会（24回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 上田宗則	24回	100%	—	—
取締役 清水俊順	24回	100%	—	—
監査役 永井謙一	24回	100%	14回	100%
監査役 磯川祐二	24回	100%	14回	100%
監査役 藤岡亜紀	24回	100%	14回	100%

・発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役上田宗則氏は、取締役会において公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

取締役清水俊順氏は、取締役会において弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

監査役永井謙一氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、事業会社における管理業務実務や会計、資本市場に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき発言を行っております。

監査役磯川祐二氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

監査役藤岡亜紀氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、司法書士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,400千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、監査計画、監査職務の遂行状況、品質、リスク対応、報酬の算定根拠等を確認し、過去の報酬実績も参考にしたうえで会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、上場申請書類作成等に関する指導・助言及び新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績など総合的に検討し、1株当たり12円とさせていただきます。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,779,493	流動負債	1,107,820
現金及び預金	1,545,523	電子記録債務	97,634
受取手形	3,117	買掛金	162,146
電子記録債権	198,485	1年内償還予定の社債	35,000
売掛金	412,308	1年内返済予定の長期借入金	132,388
製品	355,672	リース債務	1,970
仕掛品	123,554	未払金	256,814
原材料及び貯蔵品	111,154	未払費用	24,593
前渡金	1,950	未払法人税等	175,675
前払費用	25,271	前受金	1,272
その他	2,640	預り金	11,045
貸倒引当金	△184	賞与引当金	37,024
固定資産	838,915	製品保証引当金	5,744
有形固定資産	638,698	返品調整引当金	127,842
建物	339,999	その他	38,667
構築物	101	固定負債	270,479
車両運搬具	821	社債	167,500
工具、器具及び備品	27,175	長期借入金	99,736
土地	265,821	リース債務	3,243
リース資産	4,778	負債合計	1,378,299
無形固定資産	67,842	(純資産の部)	
特許権	9,880	株主資本	2,240,108
商標権	31,132	資本金	476,785
ソフトウェア	26,684	資本剰余金	466,785
その他	145	資本準備金	466,785
投資その他の資産	132,374	利益剰余金	1,296,538
出資金	11	その他利益剰余金	1,296,538
長期前払費用	529	別途積立金	37,500
繰延税金資産	90,370	繰越利益剰余金	1,259,038
その他	41,462	純資産合計	2,240,108
資産合計	3,618,408	負債純資産合計	3,618,408

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,752,508
売上原価	1,293,242
売上総利益	2,459,266
販売費及び一般管理費	1,812,883
営業利益	646,382
営業外収益	
受取利息	1
助成金の収入	4,783
その他	724
営業外費用	
支払利息	2,505
社債利息	416
株式交付費	8,913
売上割引	5,591
支払手数料	2,614
その他	2,531
経常利益	629,319
特別損失	
固定資産除却損	716
減損損失	10,980
税引前当期純利益	617,622
法人税、住民税及び事業税	231,509
法人税等調整額	△34,391
当期純利益	420,505

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月17日

株式会社コラントッテ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラントッテの2020年10月1日から2021年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月18日

株式会社コラントッテ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 永井 謙一 ㊟

監 査 役（社外監査役） 磯川 祐二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤岡 亜紀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

第24期の期末配当につきましては、当期の業績の状況等を踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円
配当総額 107,070,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年12月24日

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> こまつ かつみ 小松 克巳 (1957年2月2日生)	1975年4月 株式会社近畿建設 入社 1982年10月 株式会社小松建設 設立 同社 代表取締役 就任 1988年4月 株式会社タイムス一級建築事務所 設立 同社 代表取締役 就任 1989年4月 株式会社小松コーポレーション 設立 同社 代表取締役 就任 1997年10月 株式会社アーク・クエスト(現 当社) 設立 2002年9月 当社 取締役 就任 2004年7月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	2,000,000株
[取締役候補者とした理由] 小松克巳氏は、1997年の創立から当社の発展を牽引するなど経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、今後も当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> こまつ ゆみこ 小松 由美子 (1956年4月8日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト(現 当社) 設立 当社 代表取締役 就任 2005年11月 当社 取締役事業本部長 就任 2018年11月 当社 取締役営業・マーケティング統括本部長 就任(現任)	450,000株
[取締役候補者とした理由] 小松由美子氏は、1997年の創立から取締役として、当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、事業部門の責任者として重要な役割を果たしていることから、今後も当社の発展に寄与できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> もり た ひとし 森 田 仁 (1961年7月2日生)	1984年4月 株式会社ワールド 入社 1998年6月 同社 米国法人 執行役社長 就任 2004年4月 株式会社アップデート 取締役 就任 2006年7月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 取締役 就任 2008年8月 日本ソーイング株式会社 代表取締役副社長 就任 2010年12月 株式会社アーク・クエスト(現 当社) 入社 営業統括本部長 2015年11月 当社 取締役営業統括本部長 就任 2018年11月 当社 取締役管理統括本部長 就任(現任)	-
[取締役候補者とした理由] 森田仁氏は、当社入社後、営業、管理部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> なが い けん いち 永 井 謙 一 (1958年11月28日生)	1982年4月 オリエント・リース株式会社 (現 オリックス株式会社) 入社 1984年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 1988年8月 富永税理士事務所 入所 1990年2月 シャープ株式会社 入社 2007年9月 同社 経理本部IR室室長 2014年4月 同社 人づくり推進センター 所長 2016年4月 ユースシアタージャパン株式会社(現 株式会社YTJ) 入社 2017年4月 同社 管理本部長兼経理・財務グループリーダー 2018年4月 当社 常勤監査役(社外) 就任(現任)	-
[取締役候補者とした理由] 永井謙一氏は、上場会社でのIR活動責任者としての長年の経験の他、事業会社管理本部長としてのキャリアを有し、事業会社における管理業務実務や会計、資本市場に関する豊富な知見を有することから、当社の発展に寄与することができるかと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> ろくとうこうへい 六藤広平 (1962年11月27日生)	1985年4月 株式会社ワールド 入社 1995年12月 株式会社ヴァイ 入社 2004年4月 株式会社ミズワン 入社 2005年11月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 入社 2011年9月 株式会社バーテクス 入社 2012年6月 当社 入社 2014年4月 当社 開発・製造部長 2018年11月 当社 開発・製造統括本部長 2021年2月 当社 取締役開発・製造統括本部長 就任 (現任)	—
[取締役候補者とした理由] 六藤広平氏は、当社入社後、開発・製造部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、製造に関する豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> し みず とし のぶ 清水俊順 (1966年10月14日生)	1996年4月 弁護士登録/清水・高村法律事務所 入所 2002年4月 清水・高村法律事務所 パートナー 2003年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 設立 同所 社員(清水・高村法律事務所を法人化) 2011年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 (現任) 2012年6月 公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事 (現任) 2016年4月 大阪簡易裁判所 民事調停委員(現任) 2020年4月 当社 社外取締役 就任(現任)	—
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 清水俊順氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p>やなぎ ぼり やす し 柳 堀 泰 志 (1976年1月5日生)</p>	<p>2000年4月 株式会社TKC 入社</p> <p>2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2011年8月 エイバックス・グループ・ホールディングス株式会社（現 エイバックス株式会社）入社</p> <p>2012年3月 柳堀公認会計士事務所 所長（現任）</p> <p>2015年12月 みずほ証券株式会社 入社</p> <p>2019年7月 株式会社RJパートナーズ 設立 代表取締役 就任（現任）</p> <p>2020年1月 柳堀泰志税理士事務所 所長</p> <p>2020年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外監査役 就任（現任）</p> <p>2021年3月 税理士法人Wells Accounting 設立 代表社員 就任（現任）</p> <p>2021年5月 株式会社ハブ 社外監査役 就任（現任）</p>	-
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士等としての豊富な経験と専門的知識及び幅広い見識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水俊順氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。
4. 当社は、清水俊順氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。清水俊順氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、柳堀泰志氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 清水俊順氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、柳堀

- 泰志氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 永井謙一氏は、現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって辞任される予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永井謙一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

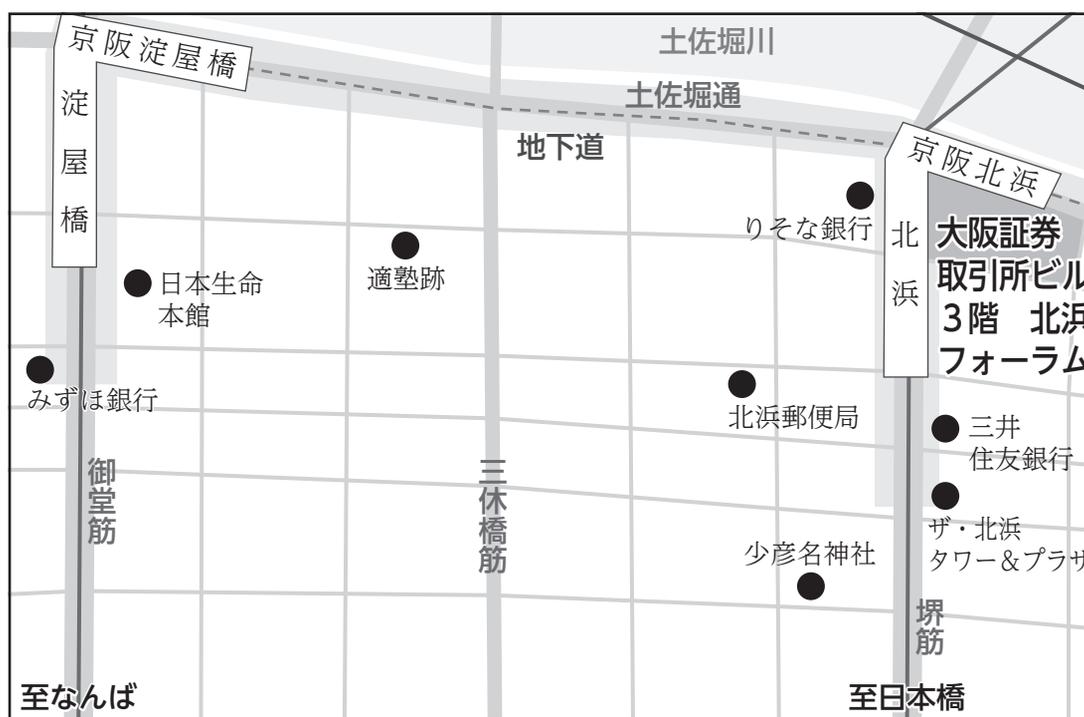
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> しも はらい よし ゆき 下 拂 良 行 (1958年7月17日生)	1982年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2008年4月 株式会社エンプラス 入社 グループサービスセンター 一部門長 2019年5月 当社 入社 2020年10月 当社 内部監査室長(現任)	-
[監査役候補者とした理由] 下拂良行氏は、金融業界における幅広い経験と財務及び経営管理における豊富な知識と経験を有しており、中立的な立場から客観的に意見を述べ、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム
☎ 06-6202-2311



■会場への交通

地下鉄堺筋線「北浜」 1B出口 (地下道直結)

京阪本線「北浜」 28出口 (地下道直結)

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩7分 27出口 (地下道直結)

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。